# （様式第１号　別紙１）

遵守事項に関する確認書

　令和６年度やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けるにあたり、太陽光発電設備に関する下記事項を遵守します。

記

〇　本事業により導入する太陽光電設備で発電して消費する電力量を、発電する電力量の30％以上とすること。

〇　法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットへの登録を行わないこと。

〇　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23 年法律第108 号）に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。

〇　再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

〇　地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

〇　関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

〇　防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

〇　一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

〇　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

〇　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

〇　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

〇　防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

〇　交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

以上

令和　　年　　月　　日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

申請者氏名